

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金（9/13~9/30要請分）について

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等の皆様に、営業時間短縮（以下、「時短」という。）をお願いいたしました。
- 県の要請に応じ、協力いただいた事業者に対して、下記のとおり「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」を支給します。

(1) 協力金の対象 次のいずれも満たす方となります。

- ① 鹿児島市に、時短要請の対象となる施設を有しているものとする。
※ ただし、政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当でないと判断するものを除く。
- ② 要請前は20時以降も営業していた施設で、県の時短要請（期間：令和3年9月13日（月）0時から同年9月30日（木）24時までの全ての期間）に応じて、以下の時短要請にご協力いただいていること。
・営業時間は、5時から20時までの間とする。
・酒類の提供は、行わないこと。
・飲食を主とする業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）においては、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛すること。（カラオケボックスは対象外）
- ③ 時短要請の時点（令和3年9月9日）で、
・対象区域において営業継続中であり、
・食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設であること。
- ④ 業種毎の感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）等を遵守していること。
- ⑤ 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当しないこと。
また、前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画していないこと。

要請内容（抜粋）	認証店以外	認証店
営業時間	5時～20時まで	
酒類の提供	行わないこと	

(2) 協力金の金額

今回の協力金は、店舗の事業規模に応じて、額が決まります。

【中小企業】

売上高に応じて1店舗当たり「54万円から180万円」

※1日当たりの協力金額（3～10万円）×要請期間（18日間）

【大企業】※中小企業においても、この方式を選択可

※1日当たりの協力金額（①売上高減少額/日×0.4）×要請期間（18日間）※ただし、①の上限は「20万円」

(3) 申請受付

- ① 申請期間 令和3年10月1日（金）から11月22日（月）まで
- ② 申請窓口 〒892-8799 鹿児島東郵便局留 鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局
（※ 10月1日（金）13時受付開始）
- ③ 申請方法 「申請窓口」まで申請書類を簡易書留、レターパックで郵送（※事業者毎に申請）
- ④ 申請書類 （※ 10月1日（金）13時に、県ホームページへ掲載します。）
（※ 対象区域の県地域振興局、市役所、商工会議所・商工会のほか、かごしま産業支援センターでも申請書類が受け取れます。）

- ア 協力金申請書〔指定様式〕
- イ 振込先口座通帳の写し
- ウ 本人確認書類（免許証の写し等）
- エ 営業実態が確認できる書類（確定申告書の写し等）
- オ 【店舗毎】申請する店舗の写真
- カ 【店舗毎】営業に必要な許可を有していることがわかる書類（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく、飲食店営業又は喫茶店営業許可証の写し）
- キ 【店舗毎】営業時間短縮期間及び短縮した営業時間が確認できる書類（告知するポスター・チラシ、写真等）
- ク 誓約書〔指定様式〕
- ケ 売上高が確認できる書類 など

<協力金の先渡給付について>

- 令和2年11月1日から令和3年8月19日までの時短要請に応じていただき、協力金の受給実績のある方に、協力金の一部を先渡給付します。
※先渡給付を受けるには、申請が必要です。
- 先渡給付額
・措置区域の方：27万円（3万円×9日）
・申請受付期間：9月16日（木）～9月24日（金）
* 詳しくは、別添チラシをご覧ください。

(4) 営業時間短縮要請・協力金について

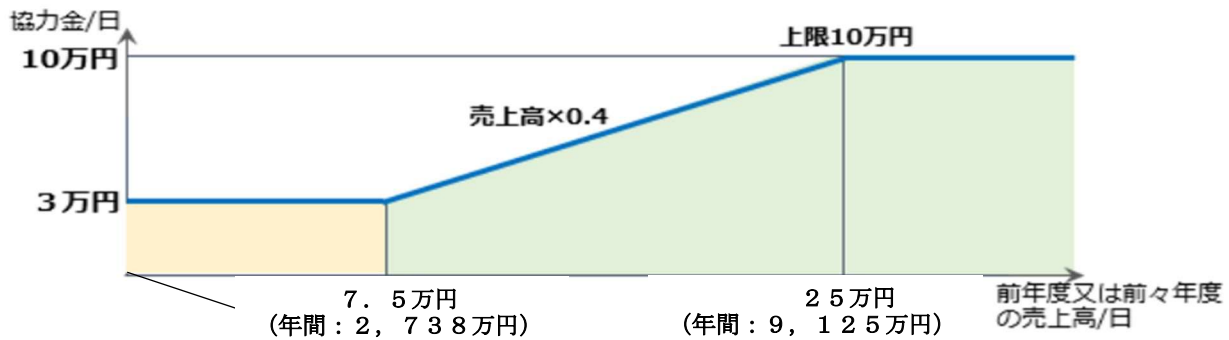
詳細は、県のホームページでお知らせしております（「営業時間短縮要請に関するよくある質問」は随時更新中）。

県トップページ > （中段） 飲食店の時短要請・協力金 > （該当するものをクリック）

(5) お問い合わせ先

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局：099-295-0286（9:00～17:00（平日））

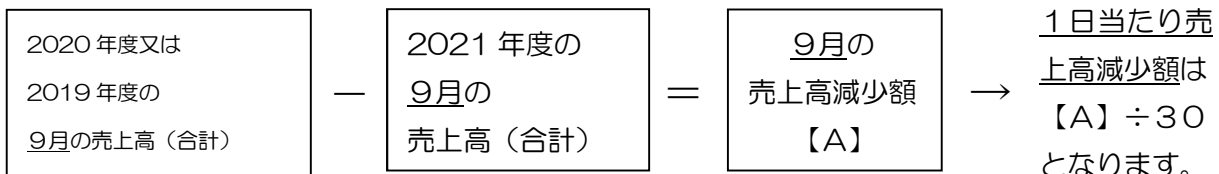
○ 中小企業（売上高方式）



2020年度又は2019年度の 9月の1日当たり売上高	~7.5万円	7.5万円~25万円	25万円~
協力金の額	3万円 ×18日 =54万円	1日当たり売上高×0.4（千円 単位に切り上げ）×18日 ※売上高に応じて定 （54万円~180万円）	10万円 ×18日 =180万円

○大企業（売上高減少額方式）【中小企業においても選択可】

〈売上高減少額とは〉



$$\text{協力金額} = \frac{\text{（1日当たり売上高減少額} \times 0.4\text{）}}{\downarrow \text{※上限は「20万円/日」}} \times 18 \text{日}$$

1：協力金の計算金額における1日当たりの売上高とは何ですか？

2020年度又は2019年度の時短要請月と同じ月の売上高 ÷ 当該月の日数

※9月13日（月）～9月30日（木）の時短要請の場合、
「2020年9月又は2019年9月の売上高の合計 ÷ 30日」
となります。

2：協力金の計算金額における1日当たりの売上高減少額とは何ですか？

（2020年度又は2019年度の時短要請月と同じ月の売上高 - 2021年度の時短要請月の
売上高） ÷ 当該月の日数

※9月13日（月）～9月30日（木）の要請の場合、
「（2020年9月又は2019年9月の売上高 - 2021年9月
の売上高の合計） ÷ 30日」
となります。

3：月ごとの売上高はどのように確認すればよいですか？

飲食業売上高等に基づき支給額が決定されることから、売上高の確認のため、確定申告書の控えに加え、月毎の飲食業売上高等が記載された売上帳等の帳簿の写し等を提出していただきます。

売上高の確認のために提出を求める書類としては、以下のようなものを想定しています。

- ・法人税の確定申告書別表の一の控え（法人）
- ・法人事業概況説明書（月別売上高、兼業割合）の控え等（法人）
- ・所得税の確定申告書第一表の控え（個人）
- ・青色申告決算書（月別売上高）の控え等（個人）
- ・売上帳等の帳簿の写し（法人・個人）